

## 平成27年度英語教育推進リーダー中央研修実施要項（案）

平成26年4月25日  
初等中等教育局長  
平成27年1月22日改正

### 1. 事業の趣旨概要

文部科学省は、「今後の英語教育の改善・充実方策について（報告）」（平成26年9月26日英語教育の在り方に関する有識者会議）に基づき、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化するため、外部専門機関と連携した効果的な研修を通して、英語教育に携わる者の指導力の向上を図る事業を実施する。

その一環として、文部科学省は、各学校段階における英語教育推進リーダーを養成するための中央研修を実施する。研修修了者は、研修指導者として、各地域で中核となる小学校教員や中・高等学校の外国語（英語）担当教員の研修や授業・評価の改善のための指導・助言を行う。

このような取組を通して、小学校における英語教育の中核となる教員及び中・高等学校の英語担当教員、外国語指導助手の英語指導力を向上させる。

### 2. 事業の実施主体

本事業は、文部科学省が実施する国の委託事業であり、事業の実施については、公募により選定された一つの事業実施団体（以下、「実施団体」という。）に委託して実施する。

なお、中央研修受講者の決定は、小・中・高等学校の管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう）から都道府県教育委員会を經由して提出された推薦を踏まえ、文部科学省初等中等教育局国際教育課において行う。

### 3. 研修期間及び研修プログラムの主な内容

#### 【小・中・高等学校の英語教育推進リーダー】

- 集合研修1（実践のための研修を4～5日間実施）
- 授業実習（所属校で実施）
- 集合研修2（指導のための研修を4～5日間実施）
- 研修実習（各地域で実施）、その後、「英語教育推進リーダー」として認証

#### 【外国語指導助手】

- 集合研修（実践及び指導のための研修を3～4日間実施）
- 研修実習（集合研修及び各地域で実施）、その後、修了認証

※詳細については、別添1～3参照

### 4. 研修先

実施団体の手配による

### 5. 研修対象者

#### (1) 参加資格

次の要件を満たし、心身共に健康で所定の期間の研修プログラム及び生活に適應できる者

#### 【共通】

将来、各都道府県等において、英語教育の推進に当たり、中心的役割を果たせる優秀な者

【小学校】加配の対象となっている者は原則として参加すること。

- ア) 国公立私立小学校において、現に外国語活動又は外国語（英語）の授業を担当し、5年以上の勤務実績がある者
- イ) 実施団体の研修に対応できる英語力を有している者
- ウ) 研修参加後、域内の中核となる小学校教員を対象とした研修（以後、「中核者研修」という。）の講師等、研修成果の普及を複数年にわたり実施できる者
- エ) 原則として、過去に文部科学省又は独立行政法人教員研修センターが実施した教職員等海外派遣研修により派遣されたことがない者

【中学校、高等学校】中学校で加配の対象となっている者は原則として参加すること。

- ア) 外国語（英語）の教員免許状を有し、国公立中学校、高等学校、中等教育学校において、現に外国語（英語）の授業を担当し、5年以上の勤務実績がある者
- イ) 実施団体の研修に対応できる英語力（少なくとも英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点以上）を有している者
- ウ) 研修参加後、域内の英語担当教員を対象とした研修（以後、「域内研修」という。）の講師等、研修成果の普及を複数年にわたり実施できる者
- エ) 原則として、過去に文部科学省又は独立行政法人教員研修センターが実施した教職員等海外派遣研修により派遣されたことがない者

【外国語指導助手①】次のイ)、ウ)については、いずれかを満たすこと。

- ア) JETプログラムで再任用され、2年以上の勤務実績がある者
- イ) 出身国の教員資格を有し、英語の指導や評価の方法の修得に意欲のある者
- ウ) 英語教授法に関する資格（TEFL/ TESOLに係る資格、ケンブリッジ CELTA等）あるいは英語教授法の修士号のいずれかを有する者
- エ) 参加後、配置校において単独で授業を担当したり、東京で開催される来日直後オリエンテーションや域内の外国語指導助手対象研修の講師を務めたりするなど、研修成果の普及を複数年にわたり実施できる者

【外国語指導助手②】

- ア) JETプログラムで再任用され、2年以上の勤務実績がある者
- イ) 英語の指導や評価の方法の修得に意欲のある者
- ウ) 研修参加後、域内の外国語指導助手対象研修の運営協力等、研修成果の普及を複数年にわたり実施できる者

(2) 研修対象者の推薦及び研修実習等の実施に当たっての留意点

【小・中・高等学校の英語教育推進リーダー】

- ア) 参加教員数は600名を予定している。各校種の外国語（英語）担当教員数等に比して都道府県ごとに配分された人数に即して推薦すること。
- イ) 都道府県教育委員会は、管内の学校及び市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を含む）において参加者としてふさわしい者を推薦すること。国立学校や私立の学校法人に所属する者を推薦する場合は、その設置者の同意を得た上で、都道府県教育委員会が国立・公立・私立の各学校の参加候補者を取りまとめ文部科学省へ回答すること。
- ウ) 都道府県教育委員会は、国公立学校の中央研修参加者を講師として、次の研修実習を地域で必ず実施し、「研修実習報告書」（別紙様式3）により、その状況を報告すること。報告内容を踏まえ、要件を満たすことが確認できた場合、国は、当該実習修了者を「英語教育推進リーダー」として認証する。
  - ・参加対象人数：20～25名
  - ・研修実習実施時数：目安7セット

(1セット2時間、合計14時間。セットを分けなければ、連続でも断続でも可)  
・研修実習実施期間：集合研修2が終了した1ヶ月後以降に実施する。  
(平成27年度中に開始し、平成28年度末までに)

エ) 都道府県教育委員会は、今後5年間程度のうちに、事業の確実な成果普及を期し、域内全ての小学校教員や英語担当教員に還元できるよう、中核者研修や域内研修を計画し、校内研修の奨励・促進を図ること。その際、当該教育委員会の域内で英語教育推進リーダーを組織的に活用するための具体的な方策を確実に構築し実践すること。

オ) 本事業における研修実習や中核者研修、域内研修は、所定の手続を行うことにより、免許状更新講習の選択領域の講習として認定を受けられる場合がある。

(例) 都道府県・指定都市・中核市教育委員会が実施する研修であり、当該教育委員会の指導主事等が講師になり、英語教育推進リーダーがゲストスピーカーとして講習を行う(履修認定試験の実施、履修認定は講師となった者が責任を持って行う)場合。

※免許状更新講習の講師となれる者は、原則、大学教員や都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事等である。なお、英語教育推進リーダーが主幹教諭・指導教諭等である場合やこれに相当する知識技能を有していると認められる場合は、講師となれる場合があるため、免許状更新講習の認定を受ける際、文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室認定係に事前に相談すること。

#### 【外国語指導助手】

ア) 参加者数は50名(外国語指導助手①、②それぞれ25名)を予定している。

イ) 都道府県教育委員会は、管内の学校及び市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を含む)において参加者としてふさわしい者を推薦すること。国立学校や私立の学校法人に所属する者を推薦する場合は、その設置者の同意を得ること。

ウ) 都道府県教育委員会は、中央研修参加者を講師(外国語指導助手①)あるいは運営協力者(外国語指導助手②)とした、次の研修実習を域内で必ず実施し、「研修実習報告書」(別紙様式3)により、その状況を報告すること。報告内容を踏まえ、要件を満たすことが確認できた場合、当該研修の修了を認証する。

・参加対象人数：20～25名

・研修実習実施時数：目安2セット

(1セット2時間、合計4時間。セットを分けなければ、連続でも断続でも可)

・研修実習実施期間：中央での研修が終了次第、速やかに実施する。

(平成27年度中に開始し、平成28年度末までに)

#### (3) 推薦時の提出書類

推薦者は「研修等計画書」(別紙様式1)を作成し、「参加候補者シート」(別紙様式2)と併せて提出する。

#### (4) 参加者の決定

文部科学省初等中等教育局国際教育課において、学校種・職種ごとの人数の割合、推薦時の提出書類、上記5.(1)に示す研修対象者の基準等に基づき総合的に勘案して選考し、最終的な参加者を決定して、推薦者に通知する。

#### 6. 研修プログラムへの辞退、中止、派遣期間中の一時帰省

止むを得ない理由で、上記5.(4)の参加者の決定以降に、参加を辞退する場合や、研修プログラムを中止したり一時的に帰省したりする場合は、推薦者が実施団体に報告し、実施団体の許可を受けなければならない。

## 7. 研修期間中の実地調査、アンケート等の実施について

実施団体は、参加者の研修期間中に、参加者の勤務する学校等での実地調査やアンケートを1回程度実施し、研修プログラムの実施状況などを確認し、状況に応じてプログラムの改善を図ることとする。参加者及び推薦者は、実施団体が行う、本事業の実施に係るアンケート調査に対して回答すること。

## 8. 事業成果の報告等

推薦者は、各年度3月31日までに、「研修等報告書」(別紙様式4)により参加者の研修成果の活用状況について、文部科学省へ報告すること。

## 9. 経費の取扱い

6. により参加者が辞退等を行った場合、上記5.(4)の参加者の決定以降に発生した費用は、原則として推薦者が負担すること。

## 10. その他

この要項に定めるほか、当該事業に関し必要な事項は、文部科学省初等中等教育局国際教育課が適宜定めるものとする。